## 「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見について

平成15年7月 国土交通省

当省から提出した「行政訴訟検討会における主な検討事項に関する意見等」のうち、行政訴訟制度の見直しに当たり、特にご留意の上、ご検討いただきたい事項は以下のとおり。

## 第1 基本的な見直しの考え方(1P)

国土交通省としては、今回の行政訴訟制度の見直しに当たり、国や地方公共団体が国民の権利利益を侵害した場合に、これらの者の救済を実効的に保障することができる制度が措置されることが望ましいと認識。

一方、国土交通省が担っている行政分野は、国民の生命・財産を守り、国民生活・経済社会の基盤を形作るものであり、これが正当な利益を有しない者の訴訟提起により停滞することは、そもそも、行政庁の処分に対する当事者からの訴訟に対して円滑に対応することが困難になるばかりか、多数の国民の利益を事実上侵害するものであり、これら国民全体の利益衡量に充分留意することが不可欠。

## 第2-1-(2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大(2P)

行政訴訟の管轄裁判所の拡大は慎重に検討すべき。

例えば、土地区画整理事業においては、地権者が不在地主として、施行地区外に住所を有することがあるため、極論としては、沖縄県で施行される事業について、北海道に所在する施行地区内の地権者が沖縄県知事に対して提起する訴訟についても、北海道で行われることとなり、沖縄県の担当者はその都度北海道に出向〈必要が生じることが考えられる。また、一坪地主が全国に所在する場合、沖縄県の担当者はその都度、全国に出向〈必要が生じることが考えられる。したがって、行政側の負担が増加し、ひいては行政コストの増大につながる。

また、一処分について全国各地で訴訟が提起され、訴訟の併合ができず裁判の迅速化を図ることができないことは問題である。

なお、地方住宅供給公社等の地方公社、全国に拠点を有しない特殊法人・独立行政法人、国にあっても、同様の問題が生じると認識している。

# 第2-3 本案判決前における仮の救済の制度の整備(5P)

仮に公共事業の施行について執行停止を認める場合には、事業の目的である公益の早期 実現が困難となり、原告以外の多数の者に不利益を与えることとなるため、いたずらにその要 件を緩和すべきではない。

例えば、現在事業中の首都圏中央連絡自動車道の日の出IC ~ あきるのICの区間の供用が一年遅れることによる社会的経済損失は、コスト換算可能な損失だけでも、年間40億円に上ると試算しており、その損失は莫大であるといえる。執行停止の要件の緩和の検討に当たっては、このような事態を念頭に置き、慎重な検討が必要である。

また、執行停止の要件の緩和等については、ダム事業の差し止め訴訟事件のように、本案の理由

の有無にかかわらず反対運動の手段として訴訟が提起される機会が増大し、行政訴訟制度が本来の目的である被害者の救済よりも正当な利益を有しない者の活動の場として利用されることが増大するものと懸念される。

さらに、土地区画整理事業における換地処分のように、同時に多数の者に対して互いに関連する行政処分を行う場合については、一原告について執行停止を認めることは、他の者の処分にも影響を及ぼさざるを得ない事態が想定され、他の多数の地権者の法律関係が不安定化することになる。

第2-4-(1)行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え 第2-4-(2)行政の行為の差止めを求める訴え (6P、7P)

公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、仮に行政の作為の給付を 求める訴えを認める場合であっても、その対象を、申請に対する処分を行政が拒否した場合 に当該処分を求めようとする場合などに限ることとし、不特定多数の者の利害に関係する抽 象的な行政行為をすべきことを求める訴えを認めることは不適当。

仮に、このような抽象的作為・不作為を認めるとしても、判決が公益性に重大な影響を及ぼ すおそれがあることから、訴訟参加制度の充実も併せて検討することが必要。

# 第2-5-(1) 行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大(8P)

#### イ.行政計画について

国民の権利義務に直接影響を及ぼさない行政計画等について取消訴訟の対象を拡大することは、法律上の利益を有する者が不明確な段階で事業の適法性を司法の場で争うことになり、訴訟経済上非効率であるばかりではなく、行政訴訟制度が被害者の救済よりも正当な利益を有しない者の活動の場として利用される恐れがあり、不適当。

特に、都市計画は、土地利用、道路等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画が多元的に連関して一つの都市像を示すものであり、利害関係者は極めて多数にわたるが、都市計画の段階では、建築確認等それ以降の行政処分の段階とは異なり、これらの利害関係者に対する具体的な権利侵害は必ずしも明確ではないため、司法による救済にも限界があり、また、ある都市計画が他の都市計画の前提となる場合等、相互に関連する都市計画の特質を踏まえず、都市計画の一部やある都市計画のみを訴訟の対象とする場合、多数の善意の第三者に予期せぬ権利侵害をもたらすおそれがある。

そもそも、都市計画は、反対者の意見も含めた多元的な利害得失を比較衡量して、地方公共団体が様々な選択肢の中から決定する広範な裁量が認められており、この正当性は、公衆への縦覧、都市計画審議会への付議等の事前の行政手続により制度的に担保されている。このような都市計画の裁量性ついて、利害関係のある第三者や専門家も含めた判断代置による司法の審査は困難であることから、その審査には限界があり、仮に、利害関係者の権利救済に欠ける点があるのであれば、事前手続をより手厚くする等の手段によるべきと考える。

このように、都市計画は取消訴訟の対象としてなじまないが、仮に取消訴訟の対象とする場合には、 都市計画が長期にわたって法的に不安定な位置に置かれないよう、原告適格の範囲について、客観 性や予測可能性のある明確な判断基準を設けること、第三者に対する絶対的な取消の効力を認めた 上で、連関性を有する都市計画のうち取り消される範囲を明確にすること、善意の第三者を保護すること、後行行為への違法性の承継を認めないこと等について、立法的な手当てがされる必要がある。

#### 口. 公共料金等の認可について

取消訴訟の対象になる行為は、現行通り「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に限ることとし、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するような効果を伴わない行為まで拡大することは不適当。

例えば、国土交通大臣が道路公団に対して行う料金認可等については、直接、道路利用者等国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するような効果を伴うものではないから、取消訴訟の対象となる行政処分には当たらないと解されている(東京高裁平成7年8月31日)。

このような行為まで取消訴訟の対象となる行為を拡大した場合、今後、広〈全国の道路利用者等国民に対し原告適格が認められることになり、一日でも数百万人に上る有料道路の利用者の中から、法律に基づき適正に認可された料金認可等について全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある。

#### 第2-6-(1)原告適格の拡大 第2-6-(3)団体訴訟の導入(11P)

原告適格については、現行通り「処分又は採決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」(行訴法第9条)とすることとし、行政法規が当該利益を個別具体的利益として保護しているかどうかにより「法律上の利益」に当たるか否かを判断することが適当。

判例で確立している「法律上の利益」の解釈について、法律の保護範囲内か否かを検討すれば足りるとする柔軟な解釈に立った場合、これまで道路整備特別措置法等に基づく国土交通大臣の料金認可については、これらの行政法規の趣旨が専ら公共の利益を確保することにあって、利用者の個別的な権利利益を保護することを目的としているのではないとの解釈を変更し、今後は、広く全国の高速自動車国道及び都市高速道路の利用者に原告適格を認めることになり、全国の有料道路の利用者が一日でも数百万人に上る中、全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある。

また、原告適格が拡大されると、河川事業について、河川事業により利害が関係する沿川住民以外の者までがいたずらに、本来の目的である被害者の救済とは異なる活動に利用するため訴訟を提起するおそれがある(行政不服審査法に基づ〈異議申立が、沿川住民以外の者を多数含む6601名から提起され、1344件の決定を行ったことがある。)

さらに、現行の都市計画法において、都市計画決定に際して「利害関係者」は意見書を提出することができることとなっており、ある県の道路の都市計画決定に際しては、110万通の意見書が提出されたことがあるが、仮に原告適格の解釈が、「利害関係者」と大差ないものとなる場合には、膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある。

# 第2-7-(4)裁量の審査の充実(15P)

行政の裁量の逸脱、濫用については、処分の性格、法が行政の裁量に委任した趣旨、目的、範囲等によって個別具体的に判断される現行の手法が妥当。裁量の審査基準が定められるということであれば処分に当たっての判断基準を詳細に定めることとなるが、社会情勢の変化等を反映した総合的な判断に係る部分の基準化は困難な面が多いと考える。

例えば、道路の占用許可(道路法第32条)について、道路管理者は個別具体的に、占用目的、当該占用場所の交通量、道路の状況等の諸要素を総合的に判断して決定し、また、特殊車両の通行許可(道路法第47条の3)については、道路の状況等を勘案しつつ、道路の交通の保全又は交通の危険の防止という観点から適正に判断することが道路管理者の裁量に委ねられている。これらの処分が、違法又は裁量権の逸脱等がないにも関わらず、裁判所の独自の判断により、取り消されることになれば、安全な道路構造の保全、交通の危険防止等の観点から、大きな混乱が生じるおそれがある。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第1 基本的な見直しの考え方について

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

国土交通省としても、今回の行政訴訟制度の見直しに当たり、国や地方公共団体 が国民の権利利益を侵害した場合に、これらの者の救済を実効的に保障することが できる制度が措置されることが望ましいと認識している。

一方、国土交通省が担っている行政分野は、国民の生命・財産を守り、国民生活・ 経済社会の基盤を形作るものであって、これが正当な利益を有しない者の訴訟提起 により停滞することは、そもそも、行政庁の処分に対する当事者からの訴訟に対して 円滑に対応することが困難になるばかりか、多数の国民の利益を事実上侵害するも のであり、これら国民全体の利益衡量に充分留意することが不可欠である。

さらに、行政訴訟制度の見直しに伴い、訴訟件数の増加が予想される場合には、 訴訟手続の迅速化・効率化を併せて検討する必要がある。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2-1-(2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

行政訴訟の管轄裁判所の拡大は慎重に検討すべきである。

例えば、土地区画整理事業においては、地権者が不在地主として、施行地区外に 住所を有することがあるため、極論としては、沖縄県で施行される事業について、北 海道に所在する施行地区内の地権者が沖縄県知事に対して提起する訴訟について も、北海道で行われることとなり、沖縄県の担当者はその都度北海道に出向〈必要が 生じることが考えられる。また、一坪地主が全国に所在する場合、沖縄県の担当者は その都度、全国に出向く必要が生じることが考えられる。したがって、行政側の負担 が増加し、ひいては行政コストの増大につながる。

また、一処分について全国各地で訴訟が提起され、訴訟の併合ができず裁判の迅 速化を図ることができないことは問題である。

さらに、地域を限定した事業展開を行っている地方住宅供給公社等の地方公社や 全国に拠点を有しない特殊法人・独立行政法人にあっても、遠隔地の裁判所におけ る訴訟の対応は、過剰な負担を強いるものである。

国は、形式上は全国に拠点を有する組織であるが、九州で施行される事業につい て、東北に所在する者が当該地に存する裁判所に訴訟を提起した場合、実質的には 九州の当該事案を担当する職員が指定代理人となり東北に出向〈必要が生じること となる。その結果、行政側の負担が増加し、ひいては行政コストの増大につながるこ とから、国においても地方公共団体や全国に拠点を有しない特殊法人・独立行政法 人等と同様の問題が生じるものである。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

出訴期間等の教示義務の対象・内容等が行政不服審査法第57条と同様の内容 であれば、特段問題は生じないと考える。

## 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

仮に、行政計画など取消訴訟の対象を拡大させる場合は別途検討が必要である。 また、現在の行政不服審査法に基づく教示制度については、以下のような実務上 の問題点もあり、行政訴訟法に教示制度を設けるのであれば、あわせて検討すべき 課題である。

#### < 実務上の問題点 >

処分庁(行政側)が処分の相手方(住民側)に「教示」を通知する場合、 処分の相手方が、受領拒絶を行ったり、郵送ならば居留守等で留置期間経 過により返送される事例があり、公示送達に至ることが多い。これについ ては、明文の統一された一般規定はなく、判例上も取扱いは一定ではない。 このため、処分の相手方の意思により、結果的に教示がなされなかった場合 には、処分庁に教示義務違反の責任が課されないような法律上の手当てが必 要である。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 (特になし)

上記との関係で検討を要すると思われる事項

処分又は裁決に関する記録を裁判所に提出する場合、公開裁判のため、全て 記録が公開されることになる。その記録に、処分又は裁決の相手方(住民側) 以外の個人情報等が含まれている場合は、どのようにして裁判所に提出すべき か整備する必要がある。

例えば、該当部分を墨塗り等してから裁判所に提出すべきか、墨塗り等をし ない代わりに、インカメラ審理手続(裁判官のみが見て、処分又は裁決の相手 方(住民側)には見せない審理)を行うべきか、などの区別を明確にする必要 がある。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2-3 本案判決前における仮の救済の制度の整備

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

仮に公共事業の施行について執行停止を認める場合には、事業の目的である公 益の早期実現が困難となり、原告以外の多数の者に不利益を与えることとなるため、 いたずらにその要件を緩和すべきではない。

例えば、現在事業中の首都圏中央連絡自動車道の日の出IC~あきるのICの区間 の供用が一年遅れることによる社会的経済損失は、コスト換算可能な損失だけでも、 年間40億円に上ると試算しており、その損失は莫大であるといえる。執行停止の要 件の緩和の検討に当たっては、このような事態を念頭に置き、慎重な検討が必要で ある。

また、執行停止の要件の緩和等については、ダム事業の差し止め訴訟事件のよう に、本案の理由の有無にかかわらず反対運動の手段として訴訟が提起される機会が 増大し、行政訴訟制度が本来の目的である被害者の救済よりも正当な利益を有しな い者の活動の場として利用されることが増大するものと懸念される。

さらに、土地区画整理事業における換地処分のように、同時に多数の者に対して 互いに関連する行政処分を行う場合については、一原告について執行停止を認める ことは、他の者の処分にも影響を及ぼさざるを得ない事態が想定され、他の多数の地 権者の法律関係が不安定化することになる。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 | 第2-4-(1)行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、仮に行政の作為 の給付を求める訴えを認める場合であっても、その対象を、申請に対する処分を行政 が拒否した場合に当該処分を求めようとする場合などに限ることとし、不特定多数の 者の利害に関係する抽象的な行政行為をすべきことを求める訴えを認めることは不 適当である。

仮に、このような抽象的作為・不作為を認めるとしても、判決が公益性に重大な影 響を及ぼすおそれがあることから、訴訟参加制度の充実も併せて検討することが必 要である。

例えば、これまでの道路公害訴訟(民事)において、道路管理者は、自動車から発 生する騒音又は窒素酸化物等について一定の基準値を超えるような特定の道路を 走行の用に供してはならない旨請求されてきたが、このような請求については、訴訟 物が特定せず、訴え自体が不適法であるとの判例がある一方で、これらの障害の原 因除去の手段の選択を被告に委ね、少なくとも間接強制により執行できることから適 ·法であるとの判例も存し(いずれも下級審)、判例·学説も一致をみない状況にある。

道路管理者に対するこのような抽象的不作為と同様な抽象的作為を求める訴えが 認められ、審理の俎上に上った場合、結果として、大気物質等について一定の基準 値を超えるような特定の道路を走行の用に供してはならない旨の判決が出されたとし ても、被告側として当該判決を遵守するためには、道路の供用廃止等の実態上非現 実的な措置を講じない限り実現が不可能な事態が生じ得る。

ここで、行政が道路事業など社会的影響が大きい事業を実施するに当たっては、 公聴会の開催、計画案の縦覧、住民及び利害関係人による意見書の提出、議会の 議決等の必要な手続き等を実施しているとともに、必要に応じ、地元説明会の開催等 を行うことにより、事業実施の総合的判断を行っているところである。

従って、裁判所において、公益性に重大な影響が及ぶおそれのある事案が争点と なっている場合には、行政が行ってきたこれらの手続も踏まえて判断する必要があ り、(例えば、道路の供用廃止等により不利益を被る地元住民や道路利用者等に当 該訴訟に参加させる等)訴訟参加制度を充実を併せて検討することが重要である。

## 〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 4 - (2) 項

第2-4-(2) 行政の行為の差止めを求める訴え

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、仮に行政の行為の差止めを求める訴えを認める場合であっても、その対象を特定の名宛人に対する行政処分等に限ることとし、不特定多数の者の利害に関係する行政の行為の差止めを求める訴えを認めることは不適当である。

仮に、このような抽象的作為・不作為を認めるとしても、判決が公益性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、訴訟参加制度の充実も併せて検討することが必要である。

例えば、これまでの道路公害訴訟(民事)において、道路管理者は、自動車から発生する騒音又は窒素酸化物等について一定の基準値を超えるような特定の道路を走行の用に供してはならない旨請求されてきたが、このような請求については、訴訟物が特定せず、訴え自体が不適法であるとの判例がある一方で、これらの障害の原因除去の手段の選択を被告に委ね、少なくとも間接強制により執行できることから適法であるとの判例も存し(いずれも下級審)、判例・学説も一致をみない状況にある。

道路管理者に対するこのような抽象的不作為を求める訴えが認められ、審理の俎上に上った場合、結果として、大気物質等について一定の基準値を超えるような特定の道路を走行の用に供してはならない旨の判決が出されたとしても、被告側として当該判決を遵守するためには、道路の供用廃止等の実態上非現実的な措置を講じない限り実現が不可能な事態が生じ得る。

ここで、行政が道路事業など社会的影響が大きい事業を実施するに当たっては、 公聴会の開催、計画案の縦覧、住民及び利害関係人による意見書の提出、議会の 議決等の必要な手続き等を実施しているとともに、必要に応じ、地元説明会の開催等 を行うことにより、事業実施の総合的判断を行っているところである。

従って、裁判所において、公益性に重大な影響が及ぶおそれのある事案が争点となっている場合には、行政が行ってきたこれらの手続も踏まえて判断する必要があり、(例えば、道路の供用廃止等により不利益を被る地元住民や道路利用者等に訴訟参加させる等)訴訟参加制度を充実を併せて検討することが重要である。

#### 上記との関係で検討を要すると思われる事項

民事訴訟との整理が必要と考える。少なくとも同一事業につき、行政訴訟と民事訴訟で再度争えることとするのは不適当である。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの 取消訴訟の対象の拡大

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

### イ 行政計画について

国民の権利義務に直接影響を及ぼさない行政計画等について取消訴訟の対象を 拡大することは、法律上の利益を有する者が不明確な段階で事業の適法性を司法の 場で争うことになり、訴訟経済上非効率であるばかりではなく、行政訴訟制度が被害 者の救済よりも正当な利益を有しない者の活動の場として利用される恐れがあり、不 適当である。

### ロ 公共料金等の認可について

取消訴訟の対象になる行為は、現行通り「行政庁の処分その他公権力の行使に当 たる行為」に限ることとし、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する ような効果を伴わない行為まで拡大することは不適当である。

例えば、道路整備特別措置法等の規定に基づき国土交通大臣が公団に対して行 う料金認可等については、直接、道路利用者等国民の権利義務を形成し、又はその 範囲を確定するような効果を伴うものではないから、取消訴訟の対象となる行政処分 には当たらないと解されている(東京高裁平成7年8月31日)。

このような行為まで取消訴訟の対象となる行為を拡大した場合、今後、広く全国の 道路利用者等国民に対し原告適格が認められることになり、一日でも数百万人に上 る有料道路の利用者の中から、法律に基づき適正に認可された料金認可等について 全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある。

#### 上記との関係で検討を要すると思われる事項

- イ 仮に、行政計画を取消訴訟の対象とするのであれば、これに基づき行われる行 政処分等について、行政計画の違法を主張できないこととすべきである。
- ロ 取消訴訟の対象になる行為は、現行通り「行政庁の処分その他公権力の行使に 当たる行為」に限ることとし、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定す るような効果を伴わない行為まで拡大することは不適当である。

都市計画について別紙に詳述する。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事|第2‐5‐(2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違 法確認訴訟の創設

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

関係権利者の法的地位の安定、行政の効率性等の観点から、取消訴訟の排他性 の考え方は有効である。

例えば、都市計画を取消訴訟の対象とする場合、取消訴訟の排他性を認めなけれ ば、都市計画決定の公告縦覧の段階で都市計画決定の差止訴訟が提起されたり、 都市計画決定の段階で違法の確認の訴訟が提起されるというように、同一の都市計 画に対して複数の訴訟類型による訴えを提起されるおそれがあり、都市計画が長期 間にわたって法的に不安定な状態に置かれることとなる。

現行の裁判実務では、都市計画自体に処分性が認められていないため、後行処 分である都市計画事業の認可等を争う場合、先行行為である都市計画の違法を争う ことができる違法性の承継の理論が認められている。

都市計画を取消訴訟の対象とするに当たって出訴期間を定めることは、各種の権 利利益の調整を図るとともに、都市計画事業等の前段階ともなる都市計画を法的に 早期に確定させるという観点から望ましいものである。しかしながら、都市計画事業の 認可等の後行行為を争うに当たって、上記の違法性の承継の理論を引き続き認める のであれば、都市計画に出訴期間を定める実質的な意味が損なわれてしまう。その ため、出訴期間を定める場合には、違法性の承継の理論が適用されないよう措置し ていただきたい。

また、経過的な内容ではあるが、改正制度が施行された時点で既に決定されてい る都市計画については、その都市計画が適法であることを前提に都市計画で調整さ れた各種権利利益がより具体化されており、また、より権利利益に大きな影響を与え る後行行為がなされている場合もあることから、既に決定されている都市計画につい ては、出訴期間を定めず、訴訟の対象にしないでいただきたい。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等 国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2-5-(5) 出訴期間の延長

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

出訴期間を延長することは、原告以外の他の関係権利者に対し、法的に不安定な 状態を長引かせることとなる場合があるので、慎重に検討すべきである。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 6 - (1)原告適格の拡大

第2-6-(3)団体訴訟の導入

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

原告適格については、現行通り「処分又は採決の取消しを求めるにつき法律上の 利益を有する者」(行訴法第9条)とすることとし、行政法規が当該利益を個別具体的 利益として保護しているかどうかにより「法律上の利益」に当たるか否かを判断するこ とが適当である。

判例で確立している「法律上の利益」の解釈について、法律の保護範囲内か否か を検討すれば足りるとする柔軟な解釈に立った場合、これまで道路整備特別措置法 等に基づく国土交通大臣の料金認可については、これらの行政法規の趣旨が専ら公 共の利益を確保することにあって、利用者の個別的な権利利益を保護することを目的 としているのではないとの解釈を変更し、今後は、広く全国の高速自動車国道及び都 市高速道路の利用者に原告適格を認めることになり、全国の有料道路の利用者が一 日でも数百万人に上る中、全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある。

また、原告適格が拡大されると、河川事業について、河川事業により利害が関係す る沿川住民以外の者までがいたずらに、本来の目的である被害者の救済とは異なる 活動に利用するため訴訟を提起するおそれがある(行政不服審査法に基づく異議申 立が、沿川住民以外の者を多数含む6601名から提起され、1344件の決定を行っ たことがある。)

さらに、現行の都市計画法において、都市計画決定に際して「利害関係者」は意見 書を提出することができることとなっており、ある県の道路の都市計画決定に際して は、110万通の意見書が提出されたことがあるが、仮に原告適格の解釈が、「利害 関係者」と大差ないものとなる場合には、膨大な数の訴訟が提起されるおそれがあ る。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2-7-(1)主張・立証責任を行政に負担させること

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

現行制度のもとでも、国は自らの処分の適法性を主張・立証しており、裁判の過程 において十分に説明責任を果たしているものであるから、国が立証・主張責任を負う ことを法律に一律に定める必要はないと考える。

## 〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等 国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2-7-(2) 処分の理由等の変更の制限

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

例えば許可申請に対する処分について、要件が複数ある場合に、第一の要件がク リアできなければ、その他の要件について判断することなく不許可処分を行うケース が存在する。このようなケースで第一の要件の判断に違法があった場合に理由の変 更、追加を認めなければ、いったん取消された後、行政の側で第二、第三の要件の 判断を行い、場合によっては再度不許可処分を行うこととなりかねない。

## 〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 項 第2-7-(3)事情判決の制限

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

少なくとも公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、現行の事情判決の制度は必要である。

例えば、河川管理施設(ダム等)の撤去を求める訴訟が提起されたような場合、万が一手続きの一部に瑕疵があったとしても、既に当該施設が完成し、関係権利者の新たな権利関係が確定している場合にあっては、これを撤去し、原状回復することは、莫大な費用を必要とするのみならず、多数の関係権利者の利益を侵害することとなる。

(例) 平成五年(行ウ) 第九号 権利取得採決等取消請求事件(二風谷ダム) 平成9年3月27日札幌地裁判決(趣旨)

原告らの請求をいずれも棄却する。

- ・二風谷ダムの建設にあたり、洪水調節等の公共の利益がアイヌ民族の文化 享有の価値に優越するかどうかを判断する必要な調査を怠り事業認定をな したのであるから、認定処分は違法であり、その違法は土地収用法に基づく 収用裁決に承継される。
- ・しかし、既に二風谷ダム本体が完成し湛水している現状においては、収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しないと認められるので、事情判決をすることとする。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等 国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 7 - (4)裁量の審査の充実

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

行政の裁量の逸脱、濫用については、処分の性格、法が行政の裁量に委任した趣 旨、目的、範囲等によって個別具体的に判断される現行の手法が妥当であると考え る。裁量の審査基準が定められるということであれば処分に当たっての判断基準を詳 細に定めることとなるが、社会情勢の変化等を反映した総合的な判断に係る部分の 基準化は困難な面が多いと考える。

例えば、道路法第32条に基づく道路の占用許可について、道路管理者は個別具 体的に、占用目的、当該占用場所の交通量、道路の状況等の諸要素を総合的に判 断して決定するものであり、道路管理者の裁量に委ねられている。また、同法第47条 の3に基づく特殊車両の通行許可については、道路の状況等を勘案しつつ、道路の 交通の保全又は交通の危険の防止という観点から適正な判断が道路管理者の裁量 に委ねられている。これらの処分について、違法又は裁量権の逸脱等がないにもか かわらず、裁判所の独自の判断により、これが取り消されることになれば、安全な道 路構造の保全又は交通の危険防止等の観点から、大きな混乱が生じるおそれがあ る。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 8 - (1) 訴え提起の手数料の軽減

第2-8-(2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

仮に原告適格の拡大を行った場合には、弁護士費用の低廉化等はいたずらに乱 訴を誘発することになることを踏まえ見当すべきである。

例えば、ある県の道路の都市計画決定に際しては、110万通の意見書が提出され たことがあり、また、ある河川事業においては、行政不服審査法に基づく異議申立が 沿川住民以外の者を多数含む6601名から提起され、1344件の決定を行ったこと があるなど、正当な利益を有しない者等による、本来の目的である被害者の救済とは 異なる活動への利用を目的とした相当数の訴訟提起が行われるおそれがある。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 第2 - 9 - (1) 行政訴訟の目的規定の新設

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

国土交通省としても、今回の行政訴訟制度の見直しに当たり、国や地方公共団体 が国民の権利利益を侵害した場合に、これらの者の救済を実効的に保障することが できる制度が措置されることが望ましいと認識している。

一方、国土交通省が担っている行政分野は、国民の生命・財産を守り、国民生活・ 経済社会の基盤を形作るものであって、これが正当な利益を有しない者の訴訟提起 により停滞することは、そもそも、行政庁の処分に対する当事者からの訴訟に対して 円滑に対応することが困難になるばかりか、多数の国民の利益を事実上侵害するも のであり、法律上保護されない権利利益の侵害まで訴訟の対象とならないよう留意す ることが不可欠である。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等

国土交通省

ご意見をいただ〈事 | 第2 - 9 - (2) 国の公金の支出の違法性を確保するための納 税者訴訟の創設

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

納税者訴訟制度が創設されると、原告の対象が納税者全般になることから、被害 者の救済とは異なる活動に利用するために、直接利害関係のない者からの訴訟提起 が大幅に増大する恐れがある。

また、公共事業の場合は、発注の単位、規模等により、それぞれ、権限を委任され た職員が実施決定や契約を行うが、これら個々の契約等全てに対し、公金の支出の 適法性に係る訴訟が提起されるとなると、公共事業の執行に係る事務が停滞し、国 民のニーズに応えるための行政が十分に行われなくなり、公益性に重大な影響を及 ぼすことになる。

上記 との関係で検討を要すると思われる事項 既存の納税者訴訟制度との関係を十分に整理する必要がある。

## 都市計画に関する問題

各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度

1. 都市計画の特有の性格

#### (1) 都市計画の裁量性

都市計画を定めるに当たり、都市計画法は、内容となるメニューは定めているが、その具体的選択、すなわち都市計画の内容をどうするかについては原則としてこれを指示していない。例えば、同法では、「必要なもの」を定めよ、あるいは「必要があるときは」定めよとしているだけで、具体的な選択は都市計画決定権者に委ねている。もちろん、都市計画法第13条に基準があるが、同条の定めは文言上、相当に一般的である。例えば、ある都市施設について、その適切な規模や配置等は、一義的に定められず、都市の将来予測、計画が及ぼす影響、計画に対する賛否等、千差万別の地域の実情に応じ、多元的な利益を比較衡量し、総合判断した政策的、技術的な裁量によって決定せざるを得ない。

このように、具体的な内容が法定基準により定められている一般の行政行為とは異なり、都市計画の内容は行政庁が自ら判断・形成することとされていることから、一般の行政行為と比べても、都市計画の内容の裁量性は相当広いものとなっている。

そして、このような都市計画を定める判断は、技術的な検討を踏まえた政策として 都市計画を決定する行政庁の広範な裁量に委ねられることから、適正と考えられる 都市計画も、必然的に一定の選択の幅を持つことになる。

#### (2) 都市計画に伴う利害の広汎性

このように、都市計画は、幅広い裁量性を有する一方で、いったん決定されれば、 都市計画が都市における物理的空間に関する総合的、一体的な計画であることに由 来して、広汎に様々な利害に影響を与えるものであることから、その決定にあたって、 利害調整が行われることが内在的に要請されるものである。

このため、都市計画法は、都市計画を決定しようとするときは、予めその旨公告するとともに、当該計画案を公衆の縦覧に供し(第17条第1項)、同案につき住民及び利害関係人から意見を提出することができ(同条第2項)、意見書の提出があれば行政庁は意見書の要旨を作成して、第三者機関である都市計画審議会の議を経なければならないとしている(第18条第1項、第2項等)。

都市計画は、このような手続を通じ、様々な利害を調整したうえで、法律上許容される一定の選択の幅の中で、ある特定の選択をするものであり、個々の都市計画の正当性は、この利害調整システムに究極的な根拠をおくものと考えられる。

#### (3) 都市計画の多元性・連環性

都市計画は単体として存在するものではなく、都市の将来像に係るマスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)をはじめ、当該区域における土地利用、道路や公園等の都市施設、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業に関する都市計画が多元的有機的に連環して、一つの都市計画区域における都市像を定めているものである。

したがって、ある個別の都市計画だけを取り出して、その適否を論じることは難しく、また、個別の都市計画と他の都市計画は、先に決定された都市計画が一方的にその後決定される都市計画の前提となる片務的な関係ではなく、仮に後者が取り消さ

れれば前者も影響を受ける双務的な関係であるため、都市計画が関連する範囲を決定の前後関係だけで判断することは適当でないという限界もある。

#### (4) 都市計画段階での権利侵害の不確定性

都市計画は講学上、行政計画と分類されるものである。行政計画の種類は多種多様であり、その法的性格についても、基準を設定する行為として法行為類似のものから、具体的な権利利益に直接関わる行政処分に近いものまで存在しており、一律に論ずるのは困難であるが、都市計画は、市街化区域と市街化調整区域の区分が開発許可の基準となり、また、地域地区が建ぺい率や容積率の前提となること等から、計画と具体的な規制との結び付きがかなり強いことは否めない。

しかしながら、一方で、都市計画は都市の将来像の基準を設定する性格を有しており、その計画は次第に具体化していくものである。そのため、都市計画の策定段階とそれ以降の都市計画事業の認可や、個別の開発計画、建築計画の段階とでは、明らかに具体性に差異があり、私人の権利利益の侵害の程度も計画の具体化に応じてより具体的になっていくものである。例えば、工場の建築が可能な準工業地域が定められた場合、工場の建築による健康被害を予め防止するという理由で都市計画の取消を求めるとしても、実際にどのような工場が建築され、どの程度の影響を受けるのか、その段階では全く不明である。

#### 2. 都市計画が司法判断の対象となることへの疑問

以上のような、都市計画に特有の性格に照らせば、どのような立法政策的アプローチを採るかにもよるが、都市計画が司法判断の対象となることについては、次のような強い疑問がある。

### (1) 訴えの成熟性

都市計画を取消訴訟の対象とすることにより、関係者の早期の権利救済が可能となるという側面は否定できないものの、1.(4)のとおり、都市計画の段階では権利侵害が抽象的なものに止まるという限界がある。

都市計画に対して、行政法規の正当な適用の確保という一般的利益の担保を目的とする客観訴訟の対象とすることを検討するのであればともかく、私人の個別的な権利利益の救済を目的とする取消訴訟の対象とすることを検討するのであれば、都市計画の決定の時点ではなく、私人の如何なる利益が如何なる程度に侵害されるか具体的に判明する時点を訴訟の時期とする方が合理性があると考えられる。

なお、この点を逆からみれば、具体的な権利利益の侵害がない段階で訴訟の対象とすることを認めることにより、利害関係者が極めて多数にわたる都市計画に対して、これらの者による濫訴のおそれがあり、地方公共団体の実務に支障が出るおそれがある。

#### (2) 都市計画に対する司法の判断

より根源的な問題として、都市計画に関する行政庁の裁量性を司法がどのように判断するのかということがある。

#### ア 裁量に対する審査

まず、1.(1)で述べたとおり、少なくとも一般の法執行的行政裁量と比べてもより広い行政庁の裁量の幅が認められることから、司法として、行政庁が裁量の幅を超えた違法な決定をしているとするためには、どの程度裁量の幅があるか、どの判断要素を

どう取捨選択したことが裁量の幅を超えているのか等について相当慎重な判断が必要となる。

#### イ 手続的統制に対する審査

そして、都市計画の裁量性を手続的に担保するため、1.(2)のように、都市計画は、各種の手続において賛成の意見も反対の意見も全て比較衡量されたうえで決定されることから、反対する者から訴えが提起された場合、決定過程で既に考慮されている内容について、重ねて司法が審査することになる。そのため、その審査の適正性・妥当性を担保するには、少なくとも行政庁の行う決定手続の過程に相当する様々な意見を踏まえた比較衡量が必要である。

## ウ 多元性に対する審査

さらに、1.(3)のように、都市計画の内容は相互に関連性が強く、一つの都市計画 区域について、マスタープランをはじめ、複数の都市計画が多元的有機的に連環して、一つの都市像を定めていることが通常であるが、これに関係する権利利益は多様であり、相互に対立するものも含まれている。用途地域に関する都市計画とそれを補完して定められた特別用途地区に関する都市計画や、高度利用地区に関する都市計画と高度利用地区を施行区域要件とする市街地再開発事業に関する都市計画などが典型例であるが、関連する複数の都市計画のうちの一つを司法で争う場合、本来的には、その都市計画と他の都市計画との関わりの程度を踏まえ、必要な範囲の都市計画を全て審査の俎上に載せるべきである。

#### エ あるべき審査

以上を踏まえれば、ある都市計画を争おうとする場合には、司法は、関連する全ての都市計画の範囲を見極め、これらに利害関係のある第三者や専門家の訴訟参加等を行ったうえで、判断代置の形で行政庁の判断過程を繰り返す必要があると考えられる。

しかしながら、このような審査を行えば、行政庁による当初の都市計画決定の手続は実質的に無意味となるし、そもそも司法の実務上、このような審査を行うことは極めて難しいと想定される。

一方、仮に、司法においてはより形式的な審査で足りるということであれば、何を拠りどころとして、行政庁の裁量を違法と判断するのかという公正性・妥当性の問題が 残る。

### (3) 結論

以上のとおり、都市計画を取消訴訟の対象とする場合、都市計画の裁量性等に伴う特性から司法審査には限界があると考えられ、仮に、利害関係者の権利救済に欠ける点があるのであれば、事前の行政手続を更に手厚くする等の手段によって、策定過程における手続的な統制をより重視すべきものと考える。

上記で述べたとおり、都市計画は取消訴訟の対象とすることになりまないものである。しかしながら、仮に都市計画についても取消訴訟の対象とする場合には、都市計画の利害関係者は極めて多数にわたり、一方で、都市計画は都市計画事業の認可等に対する先行行為としての位置付けを有することから、都市計画が長期にわたって法的に不安定な位置に置かれないよう、以下の事項について、立法的な手当てがされる必要がある。

### 上記 との関係で検討を要すると思われる事項

#### (1) 原告適格の範囲の取扱い

検討会においては、原告適格を有する者について、案として以下の考え方が示されている。

- A案 現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者
- B案 法的利益を有する者
- C案 処分又は裁決につき利害関係を有する者

上記の案のうち、事実上の利益の保護を含まない点でB案が最も狭く、「処分」に行政計画が含まれると仮定してA案とC案を比較すると、判例で「当該区域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なもの」とされている都市計画の性格を踏まえれば、都市計画により侵害される利益は一般的な行政処分とは異なり、具体的なものではなく観念的なものとなることから、A案の「現実の利益を侵害されるおそれ」とC案の「利害関係を有する」は実質的に同義となる。

さらに、これらの文言は相当抽象的であるため、都市計画法第17条第2項で定める都市計画の案の縦覧の際に意見書を提出できる「関係市町村の住民及び利害関係者」、すなわち、関係市町村の住民及び「都市計画が決定されようとする施設又は事業の区域内の土地について、所有権、賃借権を持っている者等の法律的な利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用する者」(逐条問答「都市計画法の運用」)の範囲と明確な違いはないと考えられる。

このように、現行より原告適格を広げようとする場合には、その範囲は都市計画の決定手続において意見書を提出できる「利害関係者」の範囲より狭く明確に画することは困難であり、実質的には一致することとなる。

上記のとおり、「利害関係者」の意見は都市計画の法定手続の中で比較衡量される仕組みとされていることから、同じような範囲の「利害関係者」に原告適格を認めるとすると、都市計画の手続が実質的に無意味となり、さらに言えば、例えば、神奈川県のある道路に関する都市計画の決定に当たって、110万通(賛成13万通、反対97万通)の意見書が提出されたことがあり、都市計画の決定に対して膨大な数の訴訟が提起されるとなれば、地方公共団体の実務は相当混乱することとなる。

なお、B案を取る場合には、都市計画に対する「法的利益」はこれまでの判例では認められていないため、具体的に画することは難しく、仮に広く解せばA案・C案と実質的な差異はなく、厳しく解すれば都市計画に対する原告適格は認められないこととなる。

以上を踏まえれば、都市計画に関する原告適格の範囲を拡大すること(現在は訴訟の対象ではないため、実質的には都市計画を取消訴訟の対象とすること)は問題があると考えるが、仮に、範囲を拡大するということであれば、具体的な案があるわけではないが、客観性や予測可能性のある明確な判断基準を設けていただきたい。

#### (2) 判決の効力

都市計画を取消訴訟の対象とする場合、その判決の効力の及ぶ範囲が問題となる(行政事件訴訟法第32条第1項の適用の論点)。

不特定多数の者が利害関係を有するとともに、多元性や連環性を有する都市計画の性格上、都市計画が取り消された場合に第三者に対する絶対的な取消の効力を認めなければ、ある人にとって存在しない都市計画が別の人に対しては存在するというように実務上相当の混乱が生じることとなる。

|そのため、取消の効力は第三者に対しても絶対的に生じるよう措置する必要があると |考えるが、この場合であっても、以下のような問題が残るため、実務に混乱を来さな |いよう、これらについても立法的に措置していただきたい。

#### ア 取り消される都市計画の範囲

都市計画は多元性・連環性を有することから、ある都市計画が他の都市計画の前提となっている場合、前提となる都市計画が取り消されれば、これを前提としている他の都市計画にも影響は及ぶこととなる。この場合、後者の都市計画は当然に取り消されることになるのか。実際の都市計画には連環性の程度に強弱があるため、その程度に応じて、取消の対象の範囲が決まるのか、そもそも、訴訟の対象となるのは個別の権利利益に対応する一つの都市計画にもかかわらず、他の都市計画について取り消すことが可能なのか等の問題が残る。

例えば、高度利用地区に関する都市計画は容積率の最低限度を定めるなど、小規模建築物の建築を抑制する効果を有するが、それを理由に反対する利害関係者の訴えにより取り消された場合、当該高度利用地区を施行区域要件として定められた市街地再開発事業に関する都市計画は当然取り消されるのか等、その取扱いを明確にする必要がある。

#### イ 第三者の保護

都市計画は不特定多数の者が利害関係を有するため、それが取り消された場合に都市計画が適法であることを前提に行動した第三者の権利利益が侵害される、例えば、上記アの例で言うと、市街地再発事業に関する都市計画に対して利害関係を有する第三者の権利利益は、高度利用地区の取消によって侵害されるおそれがあり、このような善意の第三者の権利利益を保護する必要がある。

なお、都市計画が適法と認められた場合についても、第三者に対する絶対的な効力を有さなければ、一つの訴訟が終結しても、他の者から同趣旨の訴訟が提起されて、都市計画が長期にわたって法的に不安定となるおそれがあるため、不特定多数の利害関係者が極めて多数にわたる都市計画の特性を踏まえて、「処分又は裁決を取り消す判決」についてのみ適用がある現行の行政事件訴訟法第32条第1項を、却下判決や棄却判決にも適用されるよう措置していただきたい。

#### (3) 出訴期間の取扱い

現行の裁判実務では、都市計画自体に処分性が認められていないため、後行処分である都市計画事業の認可等を争う場合、先行行為である都市計画の違法を争うことができる違法性の承継の理論が認められている。

都市計画を取消訴訟の対象とするに当たって出訴期間を定めることは、各種の権利利益の調整を図るとともに、都市計画事業等の前段階ともなる都市計画を法的に早期に確定させるという観点から望ましいものである。しかしながら、都市計画事業の認可等の後行行為を争うに当たって、上記の違法性の承継の理論を引き続き認めるのであれば、都市計画に出訴期間を定める実質的な意味が損なわれてしまう。そのため、出訴期間を定める場合には、違法性の承継の理論が適用されないよう措置していただきたい。

また、経過的な内容ではあるが、改正制度が施行された時点で既に決定されている都市計画については、その都市計画が適法であることを前提に都市計画で調整された各種権利利益がより具体化されており、また、より権利利益に大きな影響を与え

る後行行為がなされている場合もあることから、既に決定されている都市計画については、出訴期間を定めず、訴訟の対象にしないでいただきたい。

## (4) 取消訴訟の排他性

その他、都市計画を取消訴訟の対象とする場合、取消訴訟の排他性を認めなければ、例えば、都市計画決定の公告縦覧の段階で都市計画決定の差止訴訟が提起されたり、都市計画決定の段階で違法の確認の訴訟が提起されるというように、同一の都市計画に対して複数の訴訟類型による訴えを提起されるおそれがあり、都市計画が長期間にわたって法的に不安定な状態に置かれることとなる。

したがって利害関係者が極めて多数にわたる都市計画の特性を踏まえて、取消訴訟の対象とする場合には、取消訴訟の排他性が認められるよう措置していただきたい。

なお、原告適格、取消訴訟の排他性、出訴期間等については、同趣旨のことを それぞれの項目にも記載してある。